

令和4年10月11日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所の「常陽」原子炉施設
定期事業者検査（令和4年度分）について

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 小口 正範

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所（南地区）
所 在 地 茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

3. 検査の対象及び方法並びに期日

添付資料「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の「常陽」原子炉施設定期事業者検査計画（原子炉長期停止中における検査）」に示す。

4. 検査の実績又は予定の概要

「常陽」原子炉施設の第15回定期検査は、平成19年5月15日から開始し、令和2年4月1日からは、原子炉等規制法の改正に伴い定期事業者検査へ移行した。

施設定期検査では、原子炉長期停止中において継続的に機能維持を要する設備について、毎年定期に検査を実施し、定期事業者検査においてもこれらの機能維持に係る検査を継続的に実施する。

令和4年度分の定期事業者検査は、令和4年11月25日～令和5年3月16日を予定する。

なお、平成25年12月に改正された原子炉等規制法（新規制基準）への適合性に係る原子炉設置変更許可申請（申請日：平成29年3月30日）は審査中であり、許可が得られた後には、これに基づく工事を行い、必要な使用前事業者検査を実施すると共に、プラント全般に係る検査及び原子炉の起動前に行うべき安全保護系等の検査を実施し、その後、定格出力（連続運転）での検査を実施する予定である。

添付資料

添付資料 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の「常陽」原子炉
施設定期事業者検査計画（原子炉長期停止中における検査）

参考資料

参考資料 「常陽」原子炉施設設管理実施計画

以上

添付資料

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所の「常陽」原子炉施設定期事業者検査計画（原子炉長期停止中における検査）

法令技術基準 ^{*1}	検査項目	施設区分	設備等	建家等	予定期日	備考 (検査要領書番号)
第20条 (安全避難通路等)	保安記録確認検査	その他原子炉の附属施設	誘導灯	第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物 廃棄物処理建物	R5.3.16	JOYO-20,21,26-4
第21条 (安全設備)	保安記録確認検査	その他原子炉の附属施設	自動火災報知設備 消火設備	原子炉建物 原子炉附属建物 主冷却機建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物 メンテナンス建物 廃棄物処理建物 旧廃棄物処理建物	R5.3.16	JOYO-20,21,26-4
第26条 (核燃料物質貯蔵設備)	浄化能力確認検査	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備 水処理設備 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却浄化設備 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却浄化設備	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物	R5.3.16	JOYO-26-1
	外観検査(貯蔵能力確認検査)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内新燃料貯蔵設備 装填燃料収納管 原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵ラック 第一使用済燃料貯蔵建物内新燃料貯蔵設備 新燃料収納管 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵ラック 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 貯蔵ラック A 及び B	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物	R5.2.2～ R5.2.3	JOYO-26-2
	水冷却池漏えい検査(外観検査)	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物	R5.2.3	JOYO-26-3
	保安記録確認検査	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備 水冷却池	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物	R5.3.16	JOYO-20,21,26-4
第31条 (放射線管理施設)	線量当量率の測定検査	放射線管理施設	放射線管理用設備 エリアモニタ	原子炉附属建物	R4.12.22	JOYO-31-1
	保安記録確認検査	放射線管理施設	放射線管理用設備 排気口モニタ、ダストモニタ、エリアモニタ、ガスマニタ	原子炉附属建物	R5.3.16	JOYO-31-2 JOYO-31-3

法令技術基準*1	検査項目	施設区分	設備等	建家等	予定期日	備考 (検査要領書番号)
第35条 (廃棄物処理設備)	外観検査	放射性廃棄物の廃棄施設	貯留設備 原子炉附属建物内液体廃棄物 A タンク 原子炉附属建物内液体廃棄物 B タンク 原子炉附属建物内沈降防止槽 原子炉附属建物内アルコール廃液タンク 第一使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク A 第一使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク A 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B メンテナンス建物内液体廃棄物 A 廃液タンク メンテナンス建物内液体廃棄物 B 廃液タンク 廃棄物処理建物内廃液調整タンク A 廃棄物処理建物内廃液調整タンク B 廃棄物処理建物内液体廃棄物 A 受入タンク A 廃棄物処理建物内液体廃棄物 A 受入タンク B 廃棄物処理建物内廃液移送タンク A 廃棄物処理建物内廃液移送タンク B 廃棄物処理建物内洗净廃液受入タンク A 廃棄物処理建物内洗净廃液受入タンク B 廃棄物処理建物内液体廃棄物 B 受入タンク A 廃棄物処理建物内液体廃棄物 B 受入タンク B 廃棄物処理建物内濃縮液タンク 廃棄物処理建物内逆洗液タンク 廃棄物処理建物内ドレンサンプタンク	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物 メンテナンス建物 廃棄物処理建物	R4.11.25～ R5.2.9	JOYO-35-2
	処理能力検査	放射性廃棄物の廃棄施設	貯留設備 蒸発濃縮処理装置	廃棄物処理建物	R4.11.25	JOYO-35-3
	保安記録確認検査	放射性廃棄物の廃棄施設	アルゴン廃ガス処理設備 廃ガス圧縮機、廃ガスタンク、排気配管 液体廃棄物処理設備 固化装置、廃液配管（廃液輸送配管）	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物 メンテナンス建物 廃棄物処理建物 廃液トレンチ	R4.11.25	JOYO-35-1 JOYO-35-4
第36条 (保管廃棄設備)	外観検査	放射性廃棄物の廃棄施設	廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備 固体廃棄物 A 貯蔵庫 廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備 固体廃棄物 B 貯蔵庫 メンテナンス建物内固体廃棄物貯蔵設備	メンテナンス建物 廃棄物処理建物	R4.11.25	JOYO-36-1
第40条 (保安電源設備)	非常用電源検査 (作動検査)	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備 交流無停電電源設備 直流無停電電源設備	原子炉附属建物 主冷却機建物	R5.3.16	JOYO-40-1
	非常用電源検査 (外観検査)	その他原子炉の附属施設	蓄電池（交流無停電電源設備用、直流無停電電源設備用）	原子炉附属建物	R4.12.12～ R4.12.13	JOYO-40-2

法令技術基準*1	検査項目	施設区分	設備等	建家等	予定期日	備考 (検査要領書番号)
第41条 (警報装置)	警報検査	放射線管理施設	放射線管理用設備 排気口モニタ、ガスモニタ、エリアモニタ	原子炉附属建物	R4.12.22	JOYO-41-2
	保安記録確認検査	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備の水冷却池（液位計） 第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備の水冷却池（液位計） 第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備の水冷却池（液位計）	原子炉附属建物 第一使用済燃料貯蔵建物 第二使用済燃料貯蔵建物 メンテナンス建物 廃棄物処理建物	R4.12.22～ R5.3.16	JOYO-41-1
		放射性廃棄物の廃棄施設	貯留設備 原子炉附属建物内液体廃棄物 A タンク（水位計） 原子炉附属建物内液体廃棄物 B タンク（水位計） 原子炉附属建物内アルコール廃液タンク（水位計） 第一使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク A（水位計） 第一使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B（水位計） 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク A（水位計） 第二使用済燃料貯蔵建物内液体廃棄物 A 廃液タンク B（水位計） メンテナンス建物内液体廃棄物 A 廃液タンク（水位計） メンテナンス建物内液体廃棄物 B 廃液タンク（水位計） 廃棄物処理建物内液体廃棄物 A 受入タンク A（水位計） 廃棄物処理建物内液体廃棄物 A 受入タンク B（水位計） 廃棄物処理建物内液体廃棄物 B 受入タンク A（水位計） 廃棄物処理建物内液体廃棄物 B 受入タンク B（水位計） 廃棄物処理建物内廃液調整タンク A（水位計） 廃棄物処理建物内廃液調整タンク B（水位計） 廃棄物処理建物内濃縮液タンク（水位計） 廃棄物処理建物内逆洗液タンク（水位計） 廃棄物処理建物内廃液移送タンク A（水位計） 廃棄物処理建物内廃液移送タンク B（水位計） 廃棄物処理建物内漏洩検出器（液体廃棄物処理設備、ドレンサンプタンク）			
第66条 (ナトリウムの漏えいによる影響の防止)	外観検査	その他原子炉の附属施設	ライナー設備 ライナー等	原子炉建物 原子炉附属建物 主冷却機建物	R5.2.20～ R5.2.21	JOYO-66-1

*1：試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則

参考資料

「常陽」原子炉施設
施設管理実施計画

大洗研究所

高速実験炉部 高速炉第1課
 高速炉第2課
放射線管理部 放射線管理第1課

制改定一覧

「常陽」原子炉施設 施設管理実施計画

番号	制改定日、施行日、制改定理由等	承認	同意	確認	策定
		高速実験 炉部長	原子炉主 任技術者	放射線 管理部長	
制定 0	制定 2020年12月25日 施行 2021年1月1日 大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定第135条の4に基づき制定した。				
改定 1	改定 2021年3月25日 施行 2021年3月25日 設備保全整理表の見直しに伴い改定した。				
改定 2	改定 2021年6月1日 施行 2021年6月1日 規制庁への定期事業者検査終了報告（令和2年度分）時のコメントを受け、設備保全整理表の見直し及び定期事業者検査要否整理表の検査名称等の見直しに伴い改定した。				
改定 3	改定 2021年8月18日 施行 2021年8月18日 安核部品証課主催の保全ガイド趣旨説明会を受け、設備保全整理表及び検査要否整理表の見直しを行った。				
改定 4	改定 2022年6月13日 施行 2022年6月13日 大洗研究所原子炉施設等品質マネジメント計画書（QS-P12）の改定及び関連業連（21大検（業）090601）を受け、設備保全整理表及び検査要否整理表の見直しを行った。				

(目的)

第1条 本計画は、高速実験炉「常陽」原子炉施設（以下「「常陽」原子炉施設」という。）の施設管理に当たり、「試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則」（以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第3号の定めにより策定した「施設管理目標」を計画的かつ継続的に達成していくため、同条第1項第4号に基づき、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）として定めたものである。

(第4号イ 施設管理実施計画の始期及び期間)

第2条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、大洗研究所（南地区）原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）第5編第135条の4【施設管理実施計画等の策定】の定めにより、「常陽」原子炉施設の「施設管理実施計画」を作成する。本計画の始期は定期事業者検査を開始する日とし、期間は次回定期事業者検査の開始前日（定期事業者検査が終了した日以降12月を超えない時期（判定期間が13月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）を含む）までとする。

- 2 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の計画の作成に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」並びに高速実験炉部「業務の管理要領」（放射線管理第1課長においては、放射線管理部「業務の計画管理要領」とする。）に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ロ 設計及び工事)

第3条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器について、原子炉の出力低下を必要とする保修並びに原子炉施設に関する設計及び工事の計画の認可を必要とする保修を行う場合は、保安規定第5編第140条【保修】の定めにより、「保修計画書」を作成し、それに基づき業務を実施する。

- 2 高速炉第1課長、高速炉第2課長又は放射線管理第1課長は、「常陽」原子炉施設の改造を行う場合は、保安規定第5編第142条【改造】の定めにより、あらかじめ「改造計画書」を作成し、それに基づき業務を実施する。
- 3 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、第1項及び第2項の計画の作成及び業務の実施に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びに高速実験炉部「設計・開発管理要領」（放射線管理第1課長においては、放射線管理部「設計・開発管理要領」とする。）に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ハ 施設の保全のために実施する巡視)

第4条 高速炉第1課長は、「常陽」原子炉施設及び設備について、保安規定第5編第130条【巡視】並びにその他下部要領に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。

- 2 放射線管理第1課長は、放射線管理マニュアル（放1-SR-01）に基づき、当該施設の保安のための巡視を行う。
- 3 高速炉第1課長及び放射線管理第1課長は、前項の巡視の実施に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」並びに高速炉第1課長においては、高速実験炉部「業務の管理要領」（放射線管理第1課長においては、放射線管理部「業務の計画管理要領」とする。）に基づ

き、必要な手続きを行う。

(第4号ニ 点検等の方法、実施頻度及び時期)

第5条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器について、保安規定第5編第135条の4【施設管理実施計画等の策定】の定めにより、当該施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（原子炉の運転中及び運転停止中の区別）を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を作成する。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 「設備保全整理表」に記載する点検等の方法については、それらの手順を示した要領書等を示した索引番号等に代えることができる。
- 3 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の点検等の実施に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」及び「調達管理要領」並びに高速実験炉部「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「検査及び試験の管理要領」（放射線管理第1課長においては、放射線管理部「監視機器及び測定機器の管理要領」及び「検査及び試験の管理要領」とする。）並びに「常陽」原子炉施設の「定期事業者検査計画書」及び「定期事業者検査要領書」、「使用前事業者検査計画書」及び「使用前事業者検査要領書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ホ 工事、点検、検査等を実施する際の保安確保のための措置)

第6条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器について、第3条の工事及び第5条の点検、検査等を実施する際、保安の確保のために措置を講じる必要がある場合は、保安規定第2編【放射線管理】並びに大洗研究所「大洗研究所（南地区）放射線安全取扱要領」の定めにより、必要な措置を講じる。

- 2 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の措置に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」並びに高速実験炉部「業務の管理要領」（放射線管理第1課長においては、放射線管理部「業務の計画管理要領」とする。）に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ヘ 設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価)

第7条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器に係る第3条の設計及び工事、第4条の巡視の結果及び第5条の点検、検査等の結果について、保安規定第5編第135条の6【保全活動の有効性評価及び改善】の定めに基づき、確認及び評価を行う。

- 2 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の確認及び評価に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」に基づき、必要な手続きを行う。

(第4号ト 設計、工事、巡視及び点検等に係る改善)

第8条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器について、前条の確認及び評価の結果、実施すべき処置があると認める場合は、保安規定第5編第135条の6【保全活動の有効性評価及び改善】の定めに基づき、必要な改善を行う。

2 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、前項の改善の実施に当たっては、大洗研究所「原子炉施設等品質マネジメント計画書」並びに「不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」（ただし、後者については、未然防止処置として実施する予防処置に関する事項に限る。）に基づき、必要な手続きを行う。

（第4号チ 施設管理に関する記録）

第9条 高速炉第1課長、高速炉第2課長及び放射線管理第1課長は、それぞれ所掌する「常陽」原子炉施設の安全施設の設備・機器に係る第2条から第8条までの業務に関する記録について、大洗研究所「文書及び記録の管理要領」並びに高速実験炉部「文書及び記録の管理手順」（放射線管第1課長においては、放射線管理部の「文書及び記録の管理手順」とする。）に基づき、管理する。

添付書類

1. 設備保全整理表（様式1）
2. 定期事業者検査要否整理表（様式2）

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階										中長期保守			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、○抜取確認、△記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	実施時期		点検頻度 (◎保安規定、○使用者手引等、△課長制定文書等) () 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	要領書 索引番号	実施時期		点検補修	更新計画	要領書 索引番号				
								原子炉 運転中	停止中			原子炉 運転中	停止中							
イ. 位置、口. 一般構造	一般構造	原子炉建物	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				長期施設管理方針対象	高速炉第2課		
		原子炉附属建物	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				長期施設管理方針対象	高速炉第2課		
		主排気筒	●高	時間※						△月例(年次)	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課	高速炉第2課		
		主冷却機建物	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				長期施設管理方針対象	高速炉第2課		
		ボイラー煙突	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課	高速炉第2課		
		ディーゼル発電機排気管	●高	時間※						△月例(年次)	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課	高速炉第2課		
		第一使用済燃料貯蔵建物	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				長期施設管理方針対象	高速炉第2課		
		排気筒	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課	高速炉第2課		
		第二使用済燃料貯蔵建物	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				長期施設管理方針対象	高速炉第2課		
		排気筒	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課	高速炉第2課		
		メンテナンス建物	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				長期施設管理方針対象	高速炉第2課		
		排気筒	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課	高速炉第2課		
		廃棄物処理建物	○低	事後						(△月例(年次))	廃棄物処理建家定検マニュアル	○	○				長期施設管理方針対象	高速炉第1課		
		排気筒	○低	事後						(△月例(年次))	廃棄物処理建家定検マニュアル	○	○				高速炉第1課	高速炉第1課		
		「常陽」変電所	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課	高速炉第2課		
		スタッフモニター室	○低	事後						(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課	高速炉第2課		
		廃液トレンチ	○低	事後						(△月例点検)	MWIM-20-008-1	○	○				高速炉第2課	環境技術課		
		旧廃棄物処理建物	○低	事後													高速炉第1課	放射線管路第1課		
		純水ポンプ小屋	○低	事後													高速炉第1課	放射線管路第1課		
		水モニター建物	○低	事後													高速炉第2課	高速炉第2課		
		D G 実負荷小屋	○低	事後													高速炉第2課	高速炉第1課		
		滅菌室	○低	事後													高速炉第1課	高速炉第1課		
		運転管理棟	○低	事後													高速炉第1課	高速炉第1課		
		放射線管理棟	○低	事後													高速炉第1課	高速炉第1課		
ハ. 原子炉本体 (イ) 炉心	炉心	(過剰反応度)								●過剰反応度検査	(I-401)*	○	×					高速炉技術課		
		(原子炉停止余裕)								●原子炉停止余裕検査	(I-303)*	○	×					高速炉技術課		
		(最大反応度付加率)								●最大反応度付加率検査	(I-302)*	○	×					高速炉技術課		
		(反応度抑制効果)								●反応度抑制効果検査	(I-301)*	○	×					高速炉技術課		
		(冷却材飽和値)								●冷却材飽和値確認検査	(I-501)*	○	×					高速炉技術課		
		(線量率)								●線量率の測定検査	(I-601)*	○	×					放射線管路第1課		
		(放射性物質濃度)								●放射性物質濃度測定検査	(I-602)*	○	×					放射線管路第1課		
(ロ) 燃料体	燃料体	炉心燃料集合体	●高	時間						(●使用前事業者検査)	(随時)							高速炉照射課		
										●FP漏洩検査	(III-001, III-002)*	○	○	受入時 炉内装荷時	Iraf-受入-01 JCM-10-05	×	○		高速炉第1課	
		照射燃料集合体	●高	時間						(●使用前事業者検査)	(随時)	○	○	受入時 炉内装荷時	Iraf-受入-01 JCM-10-05	×	○		高速炉照射課	
(ハ) 減速材及び反射材の種類	反射材等	反射材	●高	時間						(●使用前事業者検査)	(隨時)	×	○	受入時 炉内装荷時	Iraf-受入-01 JCM-10-05	×	○		高速炉照射課	
		遮へい集合体	●高	時間						(●使用前事業者検査)	(隨時)	×	○	受入時 炉内装荷時	Iraf-受入-01 JCM-10-05	×	○		高速炉照射課	
(二) 原子炉容器	原子炉容器		●高	時間										サーベイランス試験(必要時)		×	○		長期施設管理方針対象	
(ホ) 放射線遮へい体	回転プラグ(炉心上部機構を含む)	回転プラグ	○中	時間						○作動検査	((2課) I-710)*	×	○	○	◎停止後 △自主点検	OMP-01	×	○		高速炉第2課
		回転プラグ駆動装置	○中	時間						●作動検査	((2課) I-710)*	×	○	○	○					高速炉第2課
(ヘ) その他の主要な事項	炉心構造物		●高	時間										サーベイランス試験(必要時)		×	○		長期施設管理方針対象	
(二) 核燃料物質の取扱・貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機	○中	時間						○作動検査	((2課) I-710)*	×	○	○	○	○			高速炉第2課	
		燃料交換機グリッパ	○中	時間						●作動検査	((2課) I-710)*	×	○	○	△自主点検 分解点検(1回/1定検)		×	○		高速炉第2課
		燃料交換機ドアバルブ	○低	事後						○作動検査	((2課) I-710)*	×	○	○	○					高速炉第2課
		燃料交換機孔ドアバルブ	○中	時間						○作動検査	((2課) I-710)*	×	○	○	△自主点検 分解点検(1回/4定検)		×	○		高速炉第2課
		ホールドダウン軸	○低	事後						○作動検査	((2課) I-710)*	×	○	○	△自主点検 分解点検(1回/4定検)		×	○		高速炉第2課
		燃料出入機																		

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

※一部故障後交換あり

原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）
(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

許可書 記載事項	対象設備機器				事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		点検頻度（◎保安規定、○使用者手引等、△課長制定文書等） () 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	実施時期		中長期保守			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度			実施時期		要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	実施時期		点検修復	更新計画	要領書 索引番号						
							原子炉 運転中	停止中		原子炉 運転中	停止中									
	燃料取扱用キャスクカーライフ	◎中	時間	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	◎停止後 △設備・機器の作動確認 △自主点検	OMP-01 長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	キャスクカーライフ	◎中	時間	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/1定検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	キャスク本体	◎中	時間	○外観検査	((2課) III-024)*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 漏洩確認(1回/1定検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	走行台車	◎中	時間	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/6定検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	冷却器	◎中	時間	○冷却能力確認検査	((2課) I-701(1))*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/6定検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	循環プロワ	◎中	時間※	○冷却能力確認検査	((2課) I-701(1))*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/4定検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	キャスクカードアバルブ	○低	事後	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(SF約120体取扱))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	ナトリウム洗浄装置	◎中	時間	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	◎停止後 △設備・機器の作動確認 △自主点検	OMP-01 長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	燃料洗浄槽	◎中	時間	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 回転機構: 分解点検(1回/6定)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	洗浄槽床ドアバルブ	○低	事後	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/6定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	アルゴンガス循環プロワ	◎中	時間※	○冷却能力確認検査	((2課) I-701(2))*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/4定検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	アルゴンガス冷却器	◎中	時間	○冷却能力確認検査	((2課) I-701(2))*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/2定検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課				
	燃料集合体缶詰装置	缶詰装置	◎中	時間	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	◎停止後 △設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/4定検)	OMP-01 長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
	新燃料貯蔵設備	装填燃料移送機	○低	事後	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/4定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		装填燃料移送機グリッパ	○低	事後	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/4定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		移動用台車	○低	事後	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/4定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		ドアバルブ	○低	事後	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/6定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		使用済燃料貯蔵設備	○中	時間	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	◎停止後 △設備・機器の作動確認 △自主点検	OMP-01 長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		回転移送機	○中	時間	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		回転移送機グリッパ	○中	時間	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	△設備・機器の作動確認 △自主点検 分解点検(1回/4定検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		燃料移送機	○低	事後	○作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		走行台車	○低	事後	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/6定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		燃料移送機グリッパ	○低	事後	●作動検査	((2課) I-711)*		×	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/2定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
	第一使用済燃料貯蔵建物内 使用済燃料貯蔵設備	燃料移送機	○低	事後	○作動検査	((2課) I-712)*		○	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		走行台車	○低	事後	●作動検査	((2課) I-712)*		○	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/6定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		燃料移送機グリッパ	○低	事後	●作動検査	((2課) I-712)*		○	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/3定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
	第二使用済燃料貯蔵建物内 使用済燃料貯蔵設備	燃料移送機	○低	事後	○作動検査	((2課) I-713)*		○	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検)	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		走行台車	○低	事後	●作動検査	((2課) I-713)*		○	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/6定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
		燃料移送機グリッパ	○低	事後	●作動検査	((2課) I-713)*		○	○	(△設備・機器の作動確認) (△自主点検) (分解点検(1回/3定検))	長停-1-NY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課			
(口) 核燃料物質貯蔵設備	核燃料物質貯蔵設備	原子炉附属建物内新燃料貯蔵設備	○低	時間	●外観検査	JOYO-26-2【検査室】		○	○	△自主点検							長期停止中検査 高速炉第2課			
		第一使用済燃料貯蔵建物内 新燃料貯蔵設備	○低	時間	●外観検査	JOYO-26-2【検査室】		○	○	△自主点検							長期停止中検査 高速炉第2課			
		原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備	貯蔵ラック	○中	時間	●外観検査	JOYO-26-2【検査室】		○	○	◎停止後 △自主点検 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-062	○	○				長期停止中検査 高速炉第2課 高速炉第1課		
		水処理設備（水冷却池、使用済燃料集合体含む）	○中	時間	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1【検査室】		○	○	△自主点検 計器校正(年次) △月例点検	MWIM-20-062	○	○				長期停止中検査 高速炉第2課			

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階										中長期保守			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、○抜取確認、△記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	実施時期		点検頻度 (◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等) () 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	要領書 索引番号	実施時期		点検修復	更新計画	要領書 索引番号				
								原子炉 運転中	停止中			原子炉 運転中	停止中							
第一使用済燃料貯蔵建物内 使用済燃料貯蔵設備	水冷却池	水冷却池	◎中	時間	●水冷却池漏えい検査 △液位、線量当量率確認	JOYO-26-3 [検査室] JOYO-20, 21, 26-4 [検査室]	○	○	◎停止後 △自主点検 △月例点検 △日常巡視(1回/日)	OMP-01 MWIM-20-062 放射線管理マニュアル II. 2.1.2	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課 放射線管理第1課 高速炉第1課		
		水冷却池液位計	◎中	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正(年次) △月例点検	MWIM-20-062	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		水冷却池循環ポンプ	◎中	時間※	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 分解点検(1回/3年) △月例点検	MWIM-20-062	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		水冷却池水冷却器	◎中	時間	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 開放点検(1回/5年) △月例点検	MWIM-20-062	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		水冷却池水イオン交換塔	◎中	時間※	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-062	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		第一使用済燃料貯蔵建物内 使用済燃料貯蔵設備	◎中	時間	●外観検査	JOYO-26-2 [検査室]	○	○	◎停止後 △自主点検 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-063	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課		
		水冷却池浄化設備(水冷却池、使 用済燃料集合体含む)	◎中	時間	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正(年次) △月例点検	MWIM-20-063	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		水冷却池	◎中	時間	●水冷却池漏えい検査 △液位、線量当量率確認	JOYO-26-3 [検査室] JOYO-20, 21, 26-4 [検査室]	○	○	◎停止後 △自主点検 △月例点検 △日常巡視(1回/日)	OMP-01 MWIM-20-063 放射線管理マニュアル II. 2.1.2	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課 放射線管理第1課 高速炉第1課		
		水冷却池液位計	◎中	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正(年次) △月例点検	MWIM-20-063	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		冷却水循環ポンプ	◎中	時間※	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 分解点検(1回/3年) △月例点検	MWIM-20-063	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		冷却器	◎中	時間※	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 開放点検(1回/5年) △月例点検	MWIM-20-063	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		浄化脱塩塔	◎中	時間※	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-063	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		第二使用済燃料貯蔵建物内 使用済燃料貯蔵設備	◎中	時間	●外観検査	JOYO-26-2 [検査室]	○	○	◎停止後 △自主点検 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-064	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課		
		貯蔵ラックB	◎中	時間	●外観検査	JOYO-26-2 [検査室]	○	○	◎停止後 △自主点検 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-064	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課		
		水冷却池浄化設備(水冷却池、使 用済燃料集合体含む)	◎中	時間	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正(年次) △月例点検	MWIM-20-064	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		水冷却池	◎中	時間	●水冷却池漏えい検査 △液位、線量当量率確認	JOYO-26-3 [検査室] JOYO-20, 21, 26-4 [検査室]	○	○	◎停止後 △自主点検 △月例点検 △日常巡視(1回/日)	OMP-01 MWIM-20-064 放射線管理マニュアル II. 2.1.2	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課 放射線管理第1課 高速炉第1課		
		水冷却池液位計	◎中	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正(年次) △月例点検	MWIM-20-064	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		水冷却池循環ポンプ	◎中	時間※	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 分解点検(1回/5年) △月例点検	MWIM-20-064	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		ろ過器	◎中	時間	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-064	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		浄化脱塩塔	◎中	時間	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-064	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
		冷却器	◎中	時間※	●浄化能力確認検査	JOYO-26-1 [検査室]	○	○	△自主点検 開放点検(1回/7年) △月例点検	MWIM-20-063	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課		
木. 原子炉冷却系統施設	1次冷却系設備	1次主冷却系	1次冷却系主循環ポンプ	●高	時間	○外観検査 ●作動検査	66-1 ((2課) II-301)*	×	○	△自主点検 △月例点検 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点検)	MWIM-20-012 FPSIM-001 長停-1-PY	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
		1次冷却系主循環ポンプ(主電動機)	○低	事後	●作動検査	((2課) II-301)*	×	○	(△自主点検) (分解点検(5定検)) (絶縁抵抗測定(1定検又は年次))	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課			
		主中間熱交換器	●高	時間	○外観検査	66-1	×	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課			
		配管及び機器	●高	時間	○外観検査 ○供用期間中検査	66-1 ((2課) III-001)*	×	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課			
		1次冷却系主循環ポンプボンネットモータ	●高	時間	●作動検査	((2課) I-104)*	×	○	△起動前 △自主点検 △分解点検(5定検) △月例点検 △設備・機器の作動確認	OMP-01 MWIM-20-012 長停-1-PY	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
		ポンプオーバフローコラム	●高	時間	○外観検査	66-1	×	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課			
		1次主冷却系温度計ウェル	●高	時間	○外観検査	66-1	×	○	△月例点検	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課			
(口) 2次冷却系設備	2次冷却系設備	配管支持装置	○低	事後					(△自主点検) (外観点検(100%／10定検)) (△月例点検)	MWIM-20-022 MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課			
		2次主冷却系	2次冷却系主循環ポンプ	●高	時間	○外観検査 ●作動検査	66-1 ((2課) II-304)*	×	○	△自主点検 △月例点検 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点検)	MWIM-20-025 FPSIM-002 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
		2次冷却系主循環ポンプ(電動機)	○低	事後	●作動検査	((2課) II-304)*	×	○	(△自主点検) (分解点検(運転時間20000時間)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課			

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

※一部故障後交換あり

原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）
(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

許可書 記載事項	対象設備機器					事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、△記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		点検頻度（◎保安規定、○使用者手引等、△課長制定文書等） （△月例点検） （△付きは事後保全における 自主的な点検を示す。）	要領書 索引番号	実施時期		中長期保守			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式			原子炉 運転中	運転 停止中			原子炉 運転中	運転 停止中	点検修 更新計画 要領書 索引番号				
		主冷却機（主冷却器）	●高	時間	○外観検査	66-1		×	○	△自主点検 開放点検（1定検） 伝熱管肉厚測定（1定検） △月例点検	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		主冷却器出入口ダンバ	○低	事後	○作動検査	((2課) II-305)*		×	○	（△自主点検） （分解点検（1定検）） （出口ダンバ電動機絶縁抵抗測定（1定検）） （△月例点検） （△設備・機器の作動確認）	MWIM-20-025 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		主送風機	○低	事後	○作動検査	((2課) II-306)*		○	×	（△自主点検） （軸受点検（1定検）） （開放点検（1定検）） （分解点検（1回／35000時間）） （△月例点検） （△設備・機器の作動確認）	OMP-01 MWIM-20-025 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		主送風機インレットベーン	○低	事後	○作動検査	((2課) II-305)*		×	○	（△自主点検） （分解点検（1定検）） （△月例点検） （△設備・機器の作動確認）	MWIM-20-025 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		配管及び機器	●高	時間	○外観検査	66-1		○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		2次主冷却系オーバフロータンク	●高	時間	○外観検査	66-1		○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		2次主冷却系温度計ウェル	●高	時間	○外観検査	66-1		○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		配管支持装置（ミニスナバ）	○低	事後						（△自主点検） （外観点検（100%／10定検、ただし1回／1定検として実施）） （△月例点検）	MWM-20-023 NWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		配管支持装置（オイルスナバ）	○低	事後						（△自主点検） （外観点検（100%／1定検）） （△月例点検）	MWM-20-023 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		アキュムレータタンク電磁弁	○低	事後						（△月例点検） （△設備・機器の作動確認）	MWIM-20-025 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
(八) 非常用冷却設備	補助冷却設備	補助冷却1次系	補助中間熱交換器	●高	時間	○外観検査	66-1	×	○	△月例点検	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課
		補助冷却1次系循環ポンプ	●高	時間	○外観検査 ●（一部○）作動検査	66-1 ((2課) I-105)*		×	○	◎起動前 △自主点検 開放点検（不定期、ただし絶縁抵抗測定結果による） 絶縁抵抗測定（1定検） △月例点検 △設備・機器の作動確認	OMP-01 MWIM-20-012 長停-1-PY	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		補助冷却1次系循環ポンプ制御装置（制御盤）	●高	時間	●（一部○）作動検査	((2課) I-105)*		×	○	△自主点検 内部点検（1定検） 絶縁抵抗測定（1定検） △月例点検	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課
		配管及び機器	●高	時間	○外観検査	66-1		×	○	△月例点検 △自主点検 分解点検（100%／4定検） △月例点検 △設備・機器の作動確認	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課
		電動弁（サイフォンブレーキ弁（V32.1-6, 7, 8, 9）、炉容器入口止め弁（V32.1-3）、炉容器出口止め弁（V32.1-1））	●高	時間	○外観検査	66-1		×	○	△月例点検 △自主点検 分解点検（100%／4定検） △月例点検 △設備・機器の作動確認	MWIM-20-012 長停-1-PY	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		配管支持装置	○低	事後						（△自主点検） （外観点検（100%／10定検）） （△月例点検）	MWM-20-022 NWIM-20-012	×	○					高速炉第2課
		補助冷却2次系	補助冷却2次系循環ポンプ	●高	時間	○外観検査 ●作動検査	66-1	×	○	△月例点検 △自主点検 開放点検（不定期、ただし絶縁抵抗測定結果による） 絶縁抵抗測定（1定検） △月例点検	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		補助冷却器	●高	時間	○外観検査	66-1		○	○	△月例点検 △自主点検 開放点検（1定検） △月例点検	MWM-20-011 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		補助送風機	●高	時間	○作動検査	((2課) I-109)*		×	○	△月例点検 △自主点検 開放点検（1定検） 分解点検（1回／35000時間） △月例点検 △設備・機器の作動確認	MWM-20-011 MWIM-20-025 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課
		補助冷却器出入口ダンバ	●高	時間						△月例点検 △自主点検 分解点検（1定検） 出口ダンバ電動機絶縁抵抗測定（1定検） △月例点検 △設備・機器の作動確認	MWM-20-011 NWIM-20-025 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		補助送風機ベーン	●高	時間						△月例点検 △自主点検 作動点検（1定検） 分解点検（1定検） △月例点検 △設備・機器の作動確認	MWIM-20-025 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		補助冷却2次系弁類（電動弁、充填弁）	●高	時間	○外観検査	66-1		○	○	△月例点検 △自主点検 作動点検（1定検） 電動弁絶縁抵抗測定（1定検） 分解点検（電動弁：1回／4定検、充填弁：1回／2定検または1回／3年） △月例点検 △設備・機器の作動確認	MWIM-20-025 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		配管及び機器	●高	時間	○外観検査	66-1		○	○	△月例点検 △自主点検 （△自主点検） （外観点検（100%／10定検、ただし1回／1定検として実施）） （△月例点検）	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		配管支持装置（ミニスナバ、メカニカルスナバ）	○低	事後						（△自主点検） （外観点検（100%／10定検、ただし1回／1定検として実施）） （△月例点検）	MWM-20-023 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課
		配管支持装置（オイルスナバ）	○低	事後						（△自主点検） （外観点検（100%／1定検）） （△月例点検）	MWM-20-023 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

許可書 記載事項	対象設備機器					事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載） (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)		中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式			実施時期		点検頻度（○保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等） () 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。		実施時期		点検修	更新計画	要領書 索引番号			
								原子炉 運転中	停止中			原子炉 運転中	停止中						
		アキュムレータタンク電磁弁	○低	事後						(△自主点検) (△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-025 長停-1-PY	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課		
(二) その他	冷却材ナトリウム純化設備 1次冷却材純化系	コールドトラップ	○低	事後	○外観検査 ○純度確認検査	66-1 ((2課) III-002)*	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		コールドトラップエコノマイザ	○低	事後	○外観検査	66-1	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		電磁ポンプ	○中	時間	○外観検査 ●作動検査	66-1 ((2課) II-302)*	×	○	△自主点検 開放点検（不定期、ただし絶縁抵抗測定結果による） 絶縁抵抗測定（1定検） △月例点検	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		電磁ポンプ制御装置（制御盤）	●高	時間	●作動検査	((2課) II-302)*	×	○	△自主点検 内部点検（1定検） 絶縁抵抗測定（1定検） △月例点検	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課		
		ブレギング計エコノマイザ	○低	事後	○外観検査	66-1	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		1次冷却材純化系弁類（電動弁）	○中	時間	○外観検査	66-1	×	○	△自主点検 分解点検（100%／4定検） △月例点検 △設備・機器の作動確認	MWIM-20-012 長停-1-PY	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
		配管及び機器	○中	時間	○外観検査	66-1	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		1次冷却材サンプリング系	○低	事後	○外観検査	66-1	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		配管支持装置	○低	事後						(△自主点検) (外観点検（100%／10定検）) (△月例点検)	MWM-20-022 MWIM-20-012	×	○				高速炉第2課		
		2次冷却材純化系	コールドトラップ	○低	事後	○外観検査	66-1	○	○	(△月例点検)	MWIM-20-025	○	○				高速炉第2課		
		電磁ポンプ	○低	事後	○外観検査 ○作動検査	66-1 ((2課) III-004)*	○	○	(△自主点検) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
		コールドトラップダンパ	○低	事後						(△自主点検) (作動点検（1定検）) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○				高速炉第2課		
		2次冷却材純化系空気作動弁	○低	事後	○外観検査	66-1	○	○	(△自主点検) (作動点検（1定検）) (分解点検（1回／2定検または1回／3年）) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
		配管及び機器	○低	事後	○外観検査	66-1	○	○	(△自主点検) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
		2次冷却材サンプリング系	○低	事後	○外観検査	66-1	○	○	(△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
		配管支持装置	○低	事後						(△自主点検) (外観点検（100%／10定検）) (△月例点検)	MWM-20-023 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課	
1次オーバフロー系設備	オーバフロータンク	○中	時間	○外観検査	66-1	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○						高速炉第2課		
		汲上電磁ポンプ	○中	時間	○外観検査 ●作動検査	66-1 ((2課) II-303)*	×	○	○ ◎停止後 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
		汲上ポンプ制御装置（制御盤）	●高	時間	●作動検査	((2課) II-303)*	×	○	△自主点検 内部点検（1定検） 絶縁抵抗測定（1定検） △月例点検	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課		
		1次オーバフロー系弁類	○中	時間	○外観検査	66-1	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		配管及び機器	○中	時間	○外観検査	66-1	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		オーバフロータンクベーパトラップ	○中	時間	○外観検査	66-1	×	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課		
		配管支持装置	○低	事後						(△自主点検) (外観点検（100%／10定検）) (△月例点検)	MWM-20-022 MWIM-20-012	×	○					高速炉第2課	
不活性ガス設備	1次アルゴンガス系統設備 1次アルゴンガス系呼吸ガス圧力調整弁ヘッダ（安全弁含む）	○低	事後							(△自主点検) (安全弁作動点検（1定検）) (△月例点検)	MWM-20-007 MWIM-20-012	×	○				高速炉第2課		
		1次アルゴンガス系排気弁	○低	事後						(△月例点検)	MWM-20-003 MWIM-20-012	×	○				高速炉第2課		
		配管支持装置	○低	事後						(△自主点検) (外観点検（100%／10定検）) (△月例点検)	MWM-20-022 MWIM-20-012	×	○				高速炉第2課		
		2次アルゴンガス系統設備 弁	○低	事後						(△自主点検) (分解点検（100%／3定検）) (△月例点検)	MWM-20-016 MWIM-20-025	○	○				高速炉第2課		
		配管支持装置	○低	事後						(△自主点検) (外観点検（100%／10定検）) (△月例点検)	MWM-20-023 MWIM-20-025	○	○				高速炉第2課		
ナトリウム充填ドレン系設備	1次ナトリウム充填ドレン 系統設備	○中	時間	○外観検査	66-1	○	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	○	○						高速炉第2課		
		配管及び機器	○中	時間	○外観検査	66-1	○	○	(△月例点検)	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課		
		配管支持装置	○低	事後						(△自主点検) (外観点検（100%／10定検）) (△月例点検)	MWM-20-022 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課	
		2次ナトリウム充填ドレン ダンプタンク	○低	事後	○外観検査	66-1	○	○	(△自主点検) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
		配管及び機器	○低	事後	○外観検査	66-1	○	○	(△自主点検) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
		配管支持装置	○低	事後						(△自主点検) (外観点検（100%／10定検）) (△月例点検)	MWM-20-023 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課	
		ナトリウム予熱設備	○低	事後						(△自主点検) (絶縁抵抗測定（1定検）)	MWM-20-004	○	○					高速炉第2課	
ナトリウム予熱設備	予熱窒素ガス系	予熱窒素ガス系加熱器	○低	事後						(△自主点検) (分解点検（1回／3定検又は1回／運転時間16700時間）) (△月例点検)	MWM-20-004 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課	
		予熱窒素ガス系プロワA,B	○低	事後						(△月例点検) (△設備・機器の作動確認（仕切弁）)	MWM-20-004 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課	

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

※ 一部故障後交換あり

原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）

(様式 1)

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

※ 一部故障後交換あり

原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）
(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

(様式 1)

許可書 記載事項	対象設備機器				供用段階								中長期保守			備考	担当課室		
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目 (●立会確認、○抜取確認、△記録確認、△保安記録確認)	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	実施時期		点検頻度 (◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等)		要領書 索引番号	実施時期		点検補修	更新計画	要領書 索引番号		
								原子炉 運転 停止中	運転 停止中	() 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。			原子炉 運転中	運転 停止中					
主冷却系ポンプA,B液位	1次主循環ポンプA,B液位	○低	事後							(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課	
	1次主冷却系ポンプオーバフローコラムA,B液位	○低	事後							(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課	
	1次オーバフロータンク液位	○低	事後							(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課	
	1次オーバフロータンク温度	○低	事後							(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課	
	1次ダンプタンクA,B液位	○低	事後							(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課	
	2次系流量計	●高	時間	設定値確認検査 (●又は○) 作動検査 (●又は○) 警報検査 (●又は○) ○点検校正・警報検査		((2課) I-103、(2課) I-202、 (2課) III-010)*	×	○	○起動前、○運転中点検、○停止後 △自主点検 点検校正(1定検) △月例点検 △原子炉保護系点検(原子炉起動前点検)	OMP-01 MWIM-20-025 FPSIM-002	○	○						高速炉第2課 高速炉第1課	
	主冷却器出口ナトリウム温度計	○低	事後	○点検校正・警報検査		((2課) III-011)*	×	○	(○起動前) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	主冷却器入口温度計	○低	事後						(○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	主冷却器出口温度計	○低	事後						(○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	2次主循環ポンプ軸受温度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
	2次主循環ポンプモータコイル温度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
	主冷却器入口ダンパ開度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
	主冷却器出口ダンパ開度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
	主冷却器インレットペーン開度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
	2次冷却系漏洩検出器	○低	事後	○点検校正・警報検査		((2課) III-012)*	×	○	(○起動前) (△設備・機器の作動確認)	OMP-01 長停-1-PY	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	2次主循環ポンプA,B液位	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	×	○					高速炉第2課		
	2次オーバフロータンクA,B液位	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	×	○					高速炉第2課		
	2次ダンプタンク液位	○低	事後						(○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	補助冷却中間熱交換器入口ナトリウム温度計	○低	事後						(○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	補助冷却中間熱交換器出口ナトリウム温度計	○低	事後						(○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	補助冷却系冷却器入口ナトリウム温度計	○低	事後						(○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	補助冷却系冷却器出口ナトリウム温度計	○低	事後	○点検校正・警報検査		((2課) III-011)*	×	○	(○起動前、○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	補助冷却1次系流量計	○低	事後	○点検校正・警報検査		((2課) III-006)*	×	○	(○起動前、○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	補助冷却2次系流量計	○低	事後	○点検校正・警報検査		((2課) III-010)*	×	○	(○起動前、○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		
	電磁ポンプコイル温度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課		
	不活性ガス系プロセス計装 1次Arガス系カバーガス圧力計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課		
	1次Arガス系呼吸ヘッダ圧力計	○低	事後						(○停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課		

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

※一部故障後交換あり

原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）
(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

許可書 記載事項	対象設備機器				事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等） （○）付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	要領書 索引番号	実施時期		中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度			実施時期		原子炉 運転中	停止中	原子炉 運転中	停止中	点検修復	更新計画	要領書 索引番号					
							原子炉 運転中	停止中												
	2次Arガス系呼吸ヘッダ圧力計	○低	事後	○圧力確認検査	((2課) III-005)*		×	○	(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	ナトリウム純化系プロセス 1次冷却系純化系コールドト ラップ入口温度計 計装	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課			
	1次冷却系純化系コールドト ラップ出口温度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課			
	1次冷却系純化系コールドト ラップ内ナトリウム温度計	○低	事後						(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	1次冷却系純化系ナトリウム流 量計	○低	事後						(△停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	2次冷却系純化系コールドト ラップ入口温度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課			
	2次冷却系純化系コールドト ラップ出口温度計	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課			
	2次冷却系純化系コールドト ラップ内ナトリウム温度計	○低	事後						(◎停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	2次冷却系純化系ナトリウム流 量計	○低	事後						(△停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	1次プラギング計	○低	事後						(△起動前) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	2次プラギング計	○低	事後						(△起動前) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	制御棒駆動機構 位置指示計、制御棒荷重計	○低	事後	○警報検査	((2課) III-014)*		×	○	(△起動前) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-050	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	燃料破損検出設備 カバーガス法	○低	事後	○警報検査	((2課) III-016)*		×	○	(△起動前、△停止後) (△自主点検) (点検校正、分解点検(1定検又は3年)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-040	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	遅発中性子検出法	○低	事後	○警報検査	((2課) III-016)*		×	○	(△起動前、△停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検又は3年)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-040	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	格納容器雰囲気調整系プロ セス計装 温度計、圧力計	○低	事後	●圧力確認検査 ○警報検査	((2課) I-901、(2課) III-019)*		×	○	(△起動前、△停止後) (△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	アニュラス部排気系プロセス計装 壓力計	●高	時間	●圧力確認検査 ○警報検査	((2課) I-901、(2課) III-019)*		×	○	◎起動前、△停止後 △自主点検 点検校正(1定検) △月例点検	OMP-01 MWIM-20-057	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
	アルゴンガス供給系プロセス計装品 (圧力計)	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-015	○	○					高速炉第2課			
	窒素ガス供給系プロセス計 装品 (圧力計)	○低	事後						(△自主点検) (点検校正(1定検)) (△月例点検)	MWIM-20-015	○	○					高速炉第2課			
(口) 安全保護回路	安全保護回路	安全保護回路	●高	時間	●設定値確認検査 ●作動検査	((2課) I-103)*	×	○	◎起動前	OMP-01	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
		警報回路	●高	時間	●警報検査	((2課) I-202)*	×	○	◎起動前	OMP-01	×	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
		ロジック盤	●高	時間	●設定値確認検査 ●作動検査	((2課) I-103)*	×	○	◎起動前 △自主点検 △月例点検 △ロジック点検回路点検	OMP-01 MWIM-20-048 MWM-10-003	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
		地震計	●高	時間	●設定値確認検査 ●作動検査 ●警報検査	((2課) I-103、(2課) I-202、(2課) III-013)*	○	○	◎起動前、△運転中点検 △自主点検 点検校正(1定検) △原子炉保護系点検(原子炉起動前点検)	OMP-01 FPSIM-006	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
(八) 制御設備	原子炉出力制御設備	制御棒	●高	時間	(●使用前事業者検査)	(随時)	×	○	受入時 炉内装荷時	IRAF-受入-01 JCM-10-05	×	○					高速炉照射課 高速炉第1課			
		制御棒駆動機構	●高	時間	●スクラン検査 ●作動検査 ●インターロック検査	((2課) I-101、(2課) I-201、(2課) II-401)*	×	○	△起動前 △自主点検 分解点検(2定検又は100%/10年) △月例点検	OMP-01 MWIM-20-048 FPSIM-008	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
		原子炉冷却材温度制御設備	原子炉冷却材温度制御設備	○低	事後				(△月例点検)	MWIM-20-019 MWIM-20-025	○	○					高速炉第2課			
		冷却系冷却材流量調節設備	1次冷却系循環ポンプ速度制御装置	○低	事後				(◎起動前、△停止後) (△自主点検(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			
		1次冷却系流量制御装置	○低	事後	●作動検査	((2課) II-301)*	×	○	(◎起動前、△停止後) (△自主点検(1定検)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課			

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

許可書 記載事項	対象設備機器					事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、△記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載） (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)		中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式			実施時期		点検頻度（◎保安規定、○使用者手引等、△課長制定文書等） () 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。		実施時期		点検修復	更新計画	要領書 索引番号			
								原子炉 運転中	停止中			原子炉 運転中	停止中						
		1次冷却系主循環ポンプ回転数計測装置	●高	時間						◎起動前、○停止後 △自主点検（1定検） △月例点検	OMP-01 MWIM-20-012	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課		
		2次冷却系流量調節設備	2次冷却系流量調節設備	○低	事後	●作動検査	((2課) II-304)*	×	○	(○起動前、○停止後) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-025	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課		
(二) 非常用制御設備 (木) その他的主要な事項	なし	なし																	
ト: 放射性廃棄物の廃棄施設 (イ) 気体廃棄物廃棄設備	気体廃棄物廃棄設備	アルゴン廃ガス処理設備	廃ガスヘッダ	◎中	時間					△月例点検	MWIM-20-013	×	○				高速炉第2課		
		廃ガスクーラ	○中	時間						△月例点検	MWIM-20-013	×	○				高速炉第2課		
		廃ガスフレィルタ	○中	時間						△月例点検	MWIM-20-013	×	○				高速炉第2課		
		非常用廃ガス圧縮機	○中	時間	△処理能力確認（作動確認）	JOYO-35-1 [検査室]	×	○	△自主点検（年次） △月例点検	MWIM-20-013	×	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		常用廃ガス圧縮機	○中	時間	△処理能力確認（作動確認）	JOYO-35-1 [検査室]	×	○	△自主点検（年次） △月例点検 △月例点検	MWIM-20-013	×	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		廃ガスピストフィルタ	○中	時間						△自主点検 開放点検（4年周期） △月例点検	MWIM-20-013	×	○				高速炉第2課		
		廃ガスタンク	○中	時間	△貯蔵能力確認（漏えい確認）	JOYO-35-1 [検査室]	×	○	△自主点検（年次） 開放点検（5年周期） △月例点検	MWIM-20-013	×	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		排気配管	○中	時間	△外観確認（排出ライン確認）	JOYO-35-4 [検査室]	×	○	△月例点検	MWIM-20-080-01	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		切替弁（窒素廃ガス処理設備からアルゴン廃ガス処理設備への切替弁含む）	○中	時間						△設備・機器の作動確認 △自主点検 △月例点検	MWIM-70-015 MWIM-20-012 MWIM-20-013 長停-1-PY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課		
		放射能モニタリング機構（廃ガスサンプリング装置）	○中	時間						△月例点検	MWIM-20-013	○	○				高速炉第2課		
		計装品（圧力計）	○中	時間						△自主点検 計器校正（年次） △月例点検	MWIM-20-013	×	○				高速炉第2課		
		窒素廃ガス処理設備	系統全体	○中	時間	●処理能力検査	((放管) I-803)*	○	×								放射線管理第1課		
		窒素ガスプロワ	○低	事後						△月例点検	MWIM-20-013	○	○				高速炉第2課		
		窒素ガス用フィルタ	○低	事後						△自主点検（2定検） △月例点検	MWIM-20-013	○	○				高速炉第2課		
		排気配管	○低	事後						△月例点検	MWIM-20-013	○	○				高速炉第2課		
		計装品（圧力計）	○低	事後						△自主点検 計器校正（1定検） △月例点検	MWIM-20-013	○	○				高速炉第2課		
		系統全体	○低	事後	●処理能力検査	((放管) I-803)*	○	×									放射線管理第1課		
(ロ) 液体廃棄物廃棄設備	液体廃棄物廃棄設備	貯留設備（原子炉附属建物）	液体廃棄物Aタンク	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-013	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課	
		液体廃棄物Dタンク	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-013	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		沈降防止槽	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-013	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		液体廃棄物Aタンク水位計	○低	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正（年次） △月例点検	MWIM-20-013	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		液体廃棄物Bタンク水位計	○低	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正（年次） △月例点検	MWIM-20-013	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		廃液移送ポンプ	○低	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△月例点検	MWIM-20-013	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		アルコール廃液タンク	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-028-1	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		アルコール廃液タンク水位計	○低	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正（年次） △月例点検	MWIM-20-028-1	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		廃液配管	○低	時間	△外観確認（排出ライン確認）	JOYO-35-4 [検査室]	○	○	△月例点検	MWIM-20-008-1 MWIM-20-008-2 MWIM-20-008-4	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		堰等（床・壁）	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△月例点検	MWIM-20-013 MWIM-20-028-1	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		貯留設備（第一使用済燃料貯蔵建物）	液体廃棄物AタンクA	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 開放点検（1回/5年） △月例点検	MWIM-20-063	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課	
		液体廃棄物AタンクB	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 開放点検（1回/5年） △月例点検	MWIM-20-063	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		液体廃棄物AタンクA水位計	○低	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正（年次） △月例点検	MWIM-20-063	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		液体廃棄物AタンクB水位計	○低	時間	△警報確認	JOYO-41-1 [検査室]	○	○	△自主点検 計器校正（年次） △月例点検	MWIM-20-063	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		廃液移送ポンプ	○低	事後						(△自主点検) (分解点検(1回/5年)) (△月例点検)	MWIM-20-063	○	○				高速炉第2課		
		ピットポンプ	○低	事後						(△自主点検) (分解点検(1回/5年)) (△月例点検)	MWIM-20-063	○	○				高速炉第2課		
		廃液配管	○低	時間	△外観確認（排出ライン確認）	JOYO-35-4 [検査室]	○	○	△月例点検	MWIM-20-008-1 MWIM-20-008-4	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		堰等（床・壁）	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△月例点検	MWIM-20-063	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		
		貯留設備（第二使用済燃料貯蔵建物）	液体廃棄物AタンクA	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 開放点検（1回/5年） △月例点検	MWIM-20-064	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課	
		液体廃棄物AタンクB	○低	時間	●外観検査	JOYO-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 開放点検（1回/5年） △月例点検	MWIM-20-064	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課		

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

許可書 記載事項	対象設備機器					事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載） (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)		中長期保守			備考	担当課室			
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式			実施時期		点検頻度（○保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等） ○) 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	要領書 索引番号	実施時期		点検修復	更新計画	要領書 索引番号			
								原子炉 運転中	停止中			原子炉 運転中	停止中						
		液体廃棄物AタンクA水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検 計器校正（年次） △月例点検	MWIM-20-064	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課	
		液体廃棄物AタンクB水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検 計器校正（年次） △月例点検	MWIM-20-064	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課	
		廃液移送ポンプ	○低	事後						(△自主点検) (分解点検(1回/5年)) (△月例点検)	MWIM-20-064	○	○					高速炉第2課	
		廃液配管	○低	時間	△外観確認（排出ライン確認）	JOY0-35-4 [検査室]		○	○	△月例点検	MWIM-20-008-1 MWIM-20-008-4 MWIM-20-064	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課	
		堰等（床・壁）	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課	
		貯留設備（廃棄物処理建物）廃液調整タンクA	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		廃液調整タンクB	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物A受入タンクA	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物A受入タンクB	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		廃液移送タンクA	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		廃液移送タンクB	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		洗浄廃液受入タンクA	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		洗浄廃液受入タンクB	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物B受入タンクA	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物B受入タンクB	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		濃縮液タンク	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		逆洗液タンク	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		ドレンサンプタンク	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]		○	○	○) 停止後・外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		廃液調整タンクA水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		廃液調整タンクB水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物A受入タンクA水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物A受入タンクB水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物A受入タンクB水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		廃液移送タンクA水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		廃液移送タンクB水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物B受入タンクA水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		液体廃棄物B受入タンクB水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		濃縮液タンク水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		逆洗液タンク水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		ドレンサンプタンク水位計	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		洗净廃液受入タンクA水位計	○低	事後						(△自主点検：計器校正（年次） (警報点検（年次）)	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		洗净廃液受入タンクB水位計	○低	事後						(△自主点検：計器校正（年次） (警報点検（年次）)	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	
		漏洩検出装置	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]		○	○	△自主点検：計器校正（年次） 警報点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				長期停止中検査	高速炉第1課	

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式1)

許可書 記載事項	対象設備機器					供用段階										中長期保守			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式	事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、△記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	実施時期		点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等） △付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	要領書 索引番号	実施時期		点検修復	更新計画	要領書 索引番号				
								原子炉 運転中	運転 停止中			原子炉 運転中	運転 停止中							
貯留設備(メンテナンス建物)	廃液配管	○低	時間	△外観確認（排出ライン確認）	JOY0-35-4 [検査室]	○	○	△自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○					長期停止中検査	高速炉第1課			
		○低	時間	●処理能力検査	JOY0-35-3 [検査室]	○	○	△自主点検：外観点検（年次） 機能点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○					長期停止中検査	高速炉第1課			
		○低	事後					(△自主点検：外観点検（年次） 機能点検（年次）)	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○					長期停止中検査	高速炉第1課			
		○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○					長期停止中検査	高速炉第1課			
	固化装置	○低	事後	△外観確認	JOY0-35-4 [検査室]	○	○	(△自主点検：外観点検（年次） 機能点検（年次）)	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○				*1なお、点検頻 度は廃液及び ユーティリティ の供給条件を勘 案して決定す る。	高速炉第1課				
		○低	事後					(△自主点検：外観点検（年次）)	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○					*1なお、点検頻 度は廃液及び ユーティリティ の供給条件を勘 案して決定す る。	高速炉第1課			
		○低	事後																	
	その他(ろ過器)	○低	事後																	
		○低	時間	△外観検査（排出ライン確認）	JOY0-35-4 [検査室]	○	○	△月例点検：外観点検	OMS-80-F-14	○	○					長期停止中検査	高速炉第1課			
		○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-058	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課			
	液体廃棄物Aタンク	○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-058	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課			
		○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]	○	○	△月例点検 計器校正（年次）	MWIM-20-058	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課			
		○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]	○	○	△月例点検 計器校正（年次）	MWIM-20-058	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課			
	液体廃棄物Bタンク	○低	時間	△警報確認	JOY0-41-1 [検査室]	○	○	(△自主点検) (△月例点検)	MWIM-20-058	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課			
		○低	時間	△外観検査（排出ライン確認）	JOY0-35-4 [検査室]	○	○	△月例点検	MWIM-20-008-1 MWIM-20-008-3 MWIM-20-058	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課			
		○低	時間	●外観検査	JOY0-35-2 [検査室]	○	○	△月例点検	MWIM-20-058	○	○					長期停止中検査	高速炉第2課			
(ハ) 固体廃棄物廃棄設備	固体廃棄物廃棄設備	メンテナンス建物	固体廃棄物貯蔵設備	○低	時間	●外観検査	JOY0-36-1 [検査室]	○	○	△自主点検 △月例点検	MWIM-20-059	○	○			長期停止中検査	高速炉第2課			
		廃棄物処理建物内	固体廃棄物A貯蔵設備	○低	時間	●外観検査	JOY0-36-1 [検査室]	○	○	◎停止後：外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○			長期停止中検査	高速炉第1課			
		固体廃棄物B貯蔵設備	○低	時間	●外観検査	JOY0-36-1 [検査室]	○	○	◎停止後：外観点検 △自主点検：外観点検（年次）	廃棄物処理建 家定検マニュ アル	○	○			長期停止中検査	高速炉第1課				
(イ) 屋内管理用の主要な設備	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理用設備	エリアモニタ（γM-1, 13, 15）	○低	時間※	●線量当量率の測定検査	JOY0-31-1 [検査室]	×	○	◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○			長期停止中検査	放射線管理第1課		
		エリアモニタ（γM-37）	○低	時間※	●警報検査	JOY0-41-2 [検査室]	×	○	◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○			長期停止中検査	放射線管理第1課				
		エリアモニタ（γ）	○低	時間※	△点検校正確認	JOY0-31-3 [検査室]	×	○	◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○			長期停止中検査	放射線管理第1課				
		原子炉保護系エリアモニタ（γ）	○中	時間※	●作動検査 ●警報検査 ●設定値確認検査	((放課) I -103、(放課) I -202)*	×	○	◎起動前、停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○				放射線管理第1課				
	エリアモニタ（n M-1）	○低	時間※	●線量当量率の測定検査	JOY0-31-1 [検査室]	×	○	◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○				長期停止中検査	放射線管理第1課				
		エリアモニタ（n）	○低	時間※	△点検校正確認	JOY0-31-3 [検査室]	×	○	◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○			長期停止中検査	放射線管理第1課				
		ダストモニタ(DM-1, 2)	○低	時間※	△放射性物質濃度の確認	JOY0-31-2 [検査室]	×	○	◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○			長期停止中検査	放射線管理第1課				
	ダストモニタ(β(γ))	○低	時間※	△点検校正確認	JOY0-31-3 [検査室]	×	○	◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○				長期停止中検査	放射線管理第1課				
		ガスマニタ(GM-11, 13)	○低	時間※	●警報検査	JOY0-41-2 [検査室]	×	○	◎起動前、◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○			長期停止中検査	放射線管理第1課				
		ガスマニタ(β(γ))、γ	○低	時間※	△点検校正確認	JOY0-31-3 [検査室]	×	○	◎起動前、◎停止後 △自主点検（年次）	II-1-1 「常 陽」放管モニ タ OMP-01	○	○			長期停止中検査	放射線管理第1課				
	ゲートモニタ	○低	事後						(△自主点検（年次）)	III-3ゲートモ ニタ	○	○				放射線管理第1課				
	ハンドフットモニタ	○低	事後						(△自主点検（年次）)	III-2ハンド フットモニタ	○	○				放射線管理第1課				

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

許可書 記載事項	対象設備機器					事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、△記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）		中長期保守			備考	担当課室				
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式			実施時期		点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等） () 付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	実施時期		点検修復	更新計画	要領書 索引番号					
								原子炉 運転中	運転 停止中		原子炉 運転中	運転 停止中								
		サーベイメータ	○低	事後						(△自主点検(年次))	III-10サーベイメータ	○	○				放射線管理第1課			
(口) 屋外管理用の主要な設備	放射線管理用設備	排気口モニタダスト (SM-1, 2)	○低	時間※	△放射性物質濃度の確認	JYOY-31-2 [検査室]	×	○	◎起動前、○停止後 △自主点検(年次)	II-1-1「常陽」放管モニタ OMP-01	○	○				長期停止中検査	放射線管理第1課			
		排気口モニタダスト	○低	時間※	●警報検査 △点検校正確認	JYOY-41-2 [検査室]	×	○	◎起動前、○停止後 △自主点検(年次)	II-1-1「常陽」放管モニタ OMP-01	○	○				長期停止中検査	放射線管理第1課			
		排気口モニタガス (GM-1)	○低	時間※	●警報検査	JYOY-41-2 [検査室]	×	○	◎起動前、○停止後 △自主点検(年次)	II-1-1「常陽」放管モニタ OMP-01	○	○				長期停止中検査	放射線管理第1課			
		排気口モニタガス	○低	時間※	△点検校正確認	JYOY-31-3 [検査室]	×	○	◎起動前、○停止後 △自主点検(年次)	II-1-1「常陽」放管モニタ OMP-01	○	○				長期停止中検査	放射線管理第1課			
		水モニタ	○低	事後					(○停止後) (△自主点検(年次))	III-7-1「常陽」水モニタ OMP-01	○	○				放射線管理第1課				
リ. 原子炉格納施設 (イ) 原子炉格納容器	原子炉格納施設	原子炉格納容器	●高	時間	○漏洩率検査 【定期検査(3回/10年)】	((2課) I-902)*	×	○	◎起動前	OMP-01	×	○					高速炉第2課			
		貫通部	●高	時間	○漏洩検査	((2課) I-903)*	×	○	△月例点検	MWIM-20-060	○	○					高速炉第1課			
		隔離弁	●高	時間	●作動検査 ○漏洩検査	((2課) I-107, (2課) I-904)*	×	○	◎起動前 △月例点検 △設備・機器の作動確認	OMP-01 MWIM-20-052 MWIM-20-057 長停-1-PY	×	○					高速炉第2課			
		真空破壊弁	●高	時間	○漏洩検査	((2課) I-904)*	×	○	◎起動前 △月例点検	OMP-01 MWIM-20-052	○	○				高速炉第2課				
		所員用エアロック 非常用エアロック	●高	時間	○漏洩検査	((2課) I-903)*	×	○	△月例点検	MWIM-20-052	○	○				高速炉第2課				
(口) 外周コンクリート壁	外壁コンクリート壁	格内圧縮空気供給設備							(○起動前) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-054	○	○				高速炉第2課				
		空気雰囲気調整系設備	格納容器給気ファン	○低	事後				(△月例(年次))	MWIM-20-070	○	○				高速炉第2課				
		格納容器常用排気ファン	○低	事後					(○起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は5年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		炉上部ピット用軸流ファン	○低	事後					(○起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は5年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第1課				
		主循環ポンプ上蓋室用ファン	○低	事後					(○起動前) (△自主点検) (分解点検又は簡易点検(1定期))	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		主循環ポンプ上蓋室用再循環ファン	○低	事後					(○起動前、○停止後) (△自主点検) (分解点検又は簡易点検(1定期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057 長停-1-PY	○	○				高速炉第2課				
		窒素雰囲気調整系設備	窒素雰囲気再循環ファン	○低	事後				(○起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は3年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		機器冷却ファン	○低	事後					(○起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は5年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		回転プラグブースタプロワ	○低	事後					(△自主点検) (△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		再循環窒素ガス冷却器	○低	事後					(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		回転プラグ冷却器	○低	事後					(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		主循環ポンプ上蓋室冷却器	○低	事後					(△月例点検) (△月例点検)	MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		酸素濃度計	○低	事後	○酸素濃度確認検査	((2課) III-020)*	×	○	(○起動前) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-053 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
		弁	○低	事後					(○起動前) (△月例点検) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057 長停-1-PY	○	○				高速炉第2課				
		フレオン冷媒系設備	フレオン冷凍機	○低	事後	●作動検査	((2課) II-701)*	×	○	(○起動前) (△月例点検) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課			
	コンクリート遮蔽体冷却系 設備	窒素ガスプロワ	○低	事後	●作動検査	((2課) II-702)*	×	○	(○起動前、○停止後) (△月例点検) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課				
									(○起動前、○停止後) (△月例点検) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第1課				

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

※一部故障後交換あり

原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）

(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

許可書 記載事項	対象設備機器					事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等） （△付きは事後保全における 自主的な点検を示す。）	要領書 索引番号	実施時期		中長期保守			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度	保全 方式			実施時期 原子炉 運転中 停止中	実施時期 原子炉 運転中 停止中			点検修 更新計画 要領書 索引番号						
		ペデスタル部ブースタプロワ	○低	事後	●作動検査	((2課) II-703)*	×	○		(◎起動前、○停止後) (△自主点検) (分解点検(2定検又は5年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
		窒素ガス冷却器	●高	時間	○漏洩検査	((2課) I-903)*	×	○		◎停止後 △自主点検 開放点検(1定検又は5年周期) (△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	OMP-01 MWIM-20-057 長停-1-PY	×	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
		ダンバ、弁	○低	事後						(△起動前、○停止後) (△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-057 長停-1-PY	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
(ハ) その他の主要な事項	原子炉安全容器	○低	事後	○漏洩検査 [定期検査(1回/3定検)]	((2課) III-018)*	×	○			(○停止後) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-012	○	○				高速炉第2課	
	安全容器呼吸系設備	○低	事後							(○起動前、○停止後) (△自主点検) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-057	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
	アニュラス部排気設備 排風機	○低	事後							(△起動前、○停止後) (△月例点検) (△状態確認運転又は状態監視運転)	OMP-01 MWIM-20-057 長停-1-PY	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
	非常用ガス処理装置	●高	時間	●作動検査 ○捕集効率検査	((2課) I-905)*	×	○			(△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-057 長停-1-PY	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
	弁	○低	事後							(△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-057 長停-1-PY	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
ヌ. その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	非常用電源設備 ディーゼル発電機	●高	時間	●非常用電源検査(作動検査)	JOYO-40-1 [検査室]	×	○		(○起動前 △自主点検 機能確認(1定検又は年次) △月例点検及び試運転(1回/月))	OMP-01 MWIM-20-044	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課
		ディーゼル機関	●高	時間	●非常用電源検査(作動検査)	JOYO-40-1 [検査室]	×	○		(○起動前 △自主点検 機能確認(1定検又は年次) △月例点検及び試運転(1回/月))	OMP-01 MWIM-20-044	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課
		交流無停電电源設備 制御盤(整流装置、インバータ装置)	●高	時間	●非常用電源検査(作動検査)	JOYO-40-1 [検査室]	×	○		(○起動前 △自主点検 機能確認(1定検又は年次) 特性確認(1定検又は2年周期) △月例点検)	OMP-01 MWIM-20-034	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課
		蓄電池	●高	時間※	●●非常用電源検査(作動検査) ●●非常用電源検査(外観検査)	JOYO-40-1 [検査室] JOYO-40-2 [検査室]	×	○		(○起動前 △自主点検 △月例点検)	OMP-01 MWIM-20-046	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課
		直流無停電电源設備 制御盤(整流装置、負荷電圧補償装置)	●高	時間	●非常用電源検査(作動検査)	JOYO-40-1 [検査室]	×	○		(○起動前 △自主点検 機能確認(1定検又は年次) 特性確認(1定検又は2年周期) △月例点検)	OMP-01 MWIM-20-034	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課
		蓄電池	●高	時間※	●●非常用電源検査(作動検査) ●●非常用電源検査(外観検査)	JOYO-40-1 [検査室] JOYO-40-2 [検査室]	×	○		(○起動前 △自主点検 △月例点検)	OMP-01 MWIM-20-046	○	○				長期停止中検査	高速炉第2課 高速炉第1課
(ロ) 主要な実験設備		計測付実験装置、照射用実験装置	●高	時間	(●使用前事業者検査)	(隨時)	×	○	受入時 炉内装荷時	IRAF-受入-01 JCM-10-05	×	○					高速炉照射課 高速炉第1課	
(ハ) その他の主要事項		受変電設備、メタクラ設備 遮断器	○低	事後						(○起動前、○停止後) (△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年次)) (特性確認(2定検又は4年周期)) (△月例点検) (△原子炉保護系点検(原子炉起動前点検))	OMP-01 MWIM-20-034 MWIM-20-036 MWIM-20-038 MWIM-20-039 FPSIM-005	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		変圧器	○低	事後						(△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年次))	MWIM-20-034 MWIM-20-036	○	○				高速炉第2課	
		保護継電器	○低	事後						(○起動前) (△自主点検) (特性確認(1定検又は3年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-034 MWIM-20-036	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
		電源監視盤	○低	事後						(○起動前、○停止後) (△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年次))	OMP-01 MWIM-20-034	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
		パワーセンタ設備 遮断器	○低	事後						(△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年次)) (特性確認(2定検又は4年周期))	MWIM-20-034 MWIM-20-036	○	○				高速炉第2課	
		変圧器	○低	事後						(△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年次))	MWIM-20-034 MWIM-20-036	○	○				高速炉第2課	
		保護継電器	○低	事後						(△自主点検) (特性確認(1定検又は3年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-034 MWIM-20-036	○	○				高速炉第2課	
		コントロールセンタ設備 原子炉建物C/C盤、原子炉附属建物C/C盤	○低	事後						(△年次(旧廃棄物処理建物)) (△自主点検) (絶縁抵抗測定(1定検又は年次))	MWIM-20-034 MWIM-40-001	○	○				高速炉第2課	
		補機冷却系統設備 ディーゼル系揚水ポンプ	○低	事後						(○起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は4年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-042	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
		空調系循環ポンプ	○低	事後						(○起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は4年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	
		補機系揚水ポンプ	○低	事後						(○起動前) (△自主点検) (分解点検(2定検又は4年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	○	○				高速炉第2課 高速炉第1課	

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

※一部故障後交換あり

原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）
(原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

許可書 記載事項	対象設備機器				事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認）	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		点検頻度（◎保安規定、○使用者手引等、△課長制定文書等） （△付きは事後保全における 自主的な点検を示す。）	要領書 索引番号	実施時期		中長期保守			備考	担当課室
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度			原子炉 運転中	運転 停止中			原子炉 運転中	運転 停止中	点検修 更新計画	要領書 索引番号			
		補給水ポンプ	○低	事後					(◎起動前) (△自主点検) (△月解点検(2定検又は4年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		ディーゼル系冷却塔	○低	事後					(△自主点検) (内部点検(1定検又は年次)) (△月例点検)	MWIM-20-042	○	○					高速炉第2課
		ディーゼル系冷却塔プロワ	○低	事後					(◎起動前) (△自主点検) (△月解点検(2定検又は5年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-042	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		空調系冷却塔	○低	事後					(△自主点検) (内部点検(1定検又は年次)) (△月例点検)	MWIM-20-041	○	○					高速炉第2課
		空調系冷却塔プロワ	○低	事後					(◎起動前) (△自主点検) (△月解点検(2定検又は5年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		補機系冷却塔	○低	事後					(△自主点検) (内部点検(1定検又は年次)) (△月例点検)	MWIM-20-041	○	○					高速炉第2課
		補機系冷却塔プロワ	○低	事後					(△起動前) (△自主点検) (△月解点検(2定検又は5年周期)) (△月例点検)	OMP-01 MWIM-20-041	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		弁	○低	事後					(△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-041 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
	脱塩水供給設備	原水／逆洗／再生ポンプ	○低	事後					(△自主点検) (△月解点検(10年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-043	○	○					高速炉第2課
		移送ポンプ	○低	事後					(△自主点検) (△月解点検(4年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-043	○	○					高速炉第2課
		タンク	○低	事後					(△自主点検) (△月解点検(10年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-043	○	○					高速炉第2課
	圧縮空気供給設備	空気圧縮機	○低	事後					(△自主点検) (△月解点検(A.B交互に1年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-014	○	○					高速炉第2課
		後部冷却器	○低	事後					(△自主点検) (△月解点検(A.B交互に1年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-014	○	○					高速炉第2課
		空気貯槽	○低	事後					(△自主点検) (△開放点検(TK75-3, TK75-5交互に1年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-014	○	○					高速炉第2課
		除湿装置	○低	事後					(△自主点検) (△月解点検(1年周期)) (△月例点検)	MWIM-20-014	○	○					高速炉第2課
	原子炉附属建物空調換気設備	送風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-019	○	○					高速炉第2課
		空調器	○低	事後					(△自主点検) (△機能点検) (△月例点検)	MWIM-20-019	○	○					高速炉第2課
		排風機	○低	事後					(△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-019 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		フィルタユニット	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-019	○	○					高速炉第2課
		バックアップダンバ	○低	事後					(△月例点検) (△設備・機器の作動確認)	MWIM-20-019 長停-1-PY	○	○					高速炉第2課 高速炉第1課
		空調器冷却水ポンプ	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-019	○	○					高速炉第2課
		真空給水ポンプ	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-019	○	○					高速炉第2課
	主冷却機建物空調換気設備	送風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-021	○	○					高速炉第2課
		空調器	○低	事後					(△自主点検) (△機能点検) (△月例点検)	MWIM-20-021	○	○					高速炉第2課
		排風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-021	○	○					高速炉第2課
		フィルタユニット	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-021	○	○					高速炉第2課
		冷却塔	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-021	○	○					高速炉第2課
		冷却水ポンプ	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-021	○	○					高速炉第2課
	第一使用済燃料貯蔵建物空調換気設備	送風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-024-1	○	○					高速炉第2課
		空調器	○低	事後					(△自主点検) (△機能点検) (△月例点検)	MWIM-20-024-1	○	○					高速炉第2課
		排風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-024-1	○	○					高速炉第2課
		フィルタユニット	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-024-1	○	○					高速炉第2課
		冷却塔	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-024-1	○	○					高速炉第2課
		冷却水ポンプ	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-024-1	○	○					高速炉第2課
	第二使用済燃料貯蔵建物空調換気設備	送風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-024-2	○	○					高速炉第2課
		空調器	○低	事後					(△自主点検) (△機能点検) (△月例点検)	MWIM-20-024-2	○	○					高速炉第2課
		排風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-024-2	○	○					高速炉第2課
		フィルタユニット	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-024-2	○	○					高速炉第2課
	廃棄物処理建物内換気設備	送風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-018	○	○					高速炉第2課
		排風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-018	○	○					高速炉第2課
		フィルタユニット	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-018	○	○					高速炉第2課
	旧廃棄物処理建物空調換気設備	送風機	○低	事後					(◎年次) (△月例点検)	MWM-40-007 MWIM-20-017	○	○					高速炉第2課
		排風機	○低	事後					(◎年次) (△月例点検)	MWM-40-007 MWIM-20-017	○	○					高速炉第2課
		フィルタユニット	○低	事後					(△年次) (△月例点検)	MWM-40-007 MWIM-20-017	○	○					高速炉第2課
	メンテナンス建物空調換気設備	送風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-058	○	○					高速炉第2課

設備保全整理表（「常陽」原子炉施設）

(様式 1)

※一部故障後交換あり

原子炉長期停止中における機能維持対象設備（それ以外の設備については旧基準に基づく検査等を参考情報として記載）
 (原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外についても、点検は継続的に実施する)

許可書 記載事項	対象設備機器				事業者検査項目（●立会確認、○抜取確認、○記録確認、△保安記録確認） (*旧要領書番号)	要領書 索引番号 (*旧要領書番号)	供用段階		点検頻度（◎保安規定、○使用手引等、△課長制定文書等） ()付きは事後保全における 自主的な点検を示す。	要領書 索引番号	実施時期		中長期保守			備考	担当課室					
	大項目 (施設)	中項目 (設備)	小項目 (機器)	保全 重要度			実施時期				原子炉 運転 連軸中	原子炉 運転 停止中	実施時期		点検修復	更新計画	要領書 索引番号					
							原子炉 運転 連軸中	原子炉 運転 停止中					原子炉 運転 連軸中	原子炉 運転 停止中								
		排風機	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-058	○	○						高速炉第2課				
		フィルタユニット	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-058	○	○						高速炉第2課				
	アルゴンガス供給設備	液体アルゴン貯蔵タンク	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-015	○	○						高速炉第2課				
		アルゴン送ガス気化器	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-015	○	○						高速炉第2課				
		アルゴンガス供給タンク	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-015	○	○						高速炉第2課				
	窒素ガス供給設備	液体窒素貯蔵タンク	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-015	○	○						高速炉第2課				
		窒素送ガス気化器	○低	事後					(△月例点検)	MWIM-20-015	○	○						高速炉第2課				
	通信連絡設備	一斉放送装置	○低	事後					(△年次)	MWIM-80-008	○	○						高速炉第2課				
		ペーリング装置	○低	事後					(△年次)	MWIM-20-071	○	○						高速炉第2課				
	消防設備	自動火災報知設備	○低	時間※	△法定検査確認	JOYO-20.21.26-4【検査室】			△半期		○	○						長期停止中検査				
		消火栓	○低	時間※	△法定検査確認	JOYO-20.21.26-4【検査室】			△半期		○	○						長期停止中検査				
		ハロゲン化物消火設備	○低	時間※	△法定検査確認	JOYO-20.21.26-4【検査室】			△半期		○	○						長期停止中検査				
		移動式消火器	○低	時間※	△法定検査確認	JOYO-20.21.26-4【検査室】			△半期		○	○						長期停止中検査				
		非常用照明	○低	時間※	△法定検査確認	JOYO-20.21.26-4【検査室】			△半期		○	○						長期停止中検査				
クレーン	原子炉建物	旋回クレーン R-701室 (100/10/1.25ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	×	○						法定クレーン点検				
		R-303室 (2ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		R-501室 (0.5ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		R-403室 (0.5ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
	原子炉附属建物	A-514室 (3ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-507室 (10ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-510室 (40ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-707室 (7.5ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-510室 (7.5ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-709室 (3ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-510室 (5ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-505室 (7.5ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-511室 (70/3ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		A-802室 (1ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
	主冷却機建物	S-420室 (30ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		S-401室 (20ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		S-701室 (15/2ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
	メンテナンス建物	M-301室 (60/10ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
	旧廃棄物処理建物	D-207室 (10ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		D-204室 (1ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		D-104室 (1ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
	第一使用済燃料貯蔵建物	P-314室 (70/10ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		P-311室 (10ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		P-310室 (2ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		P-311室 (1ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
	第二使用済燃料貯蔵建物	T-307室 (5ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		T-310室 (70/3ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		T-107室 (1ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
	廃棄物処理建物	W-303室 (10/3ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		B1F通路 (2.8ton)	○低	事後					(△年次点検、△月例点検)	MWIM-20-004	○	○						法定クレーン点検				
		W-20																				

原子炉長期停止中における機能維持対象設備の選定※¹に基づく
定期事業者検査要否整理表

(「常陽」原子炉施設)

※ 1) 原子炉施設保安規定第 135 条の 2 第 2 項に基づき、原子炉長期停止中における機能維持対象設備を選定し、当該対象設備の該当する条項について検査の要否を整理したものである。
新規制基準への適合性に係る原子炉設置変更許可申請（申請日：平成 29 年 3 月 30 日）が審査中であることから、原子炉長期停止中における機能維持対象設備以外については、適合性が確認された後から機能維持するものであり、適合性が確認された許可申請書に基づき、検討・整理を必要とするものである。

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
5	試験研究用等原子炉施設の地盤	第五条 試験研究用等原子炉施設（船舶に設置するものを除く。第六条、第七条及び第八条第一項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。	○ 知見考慮	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
6	地震による損傷の防止	第六条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 耐震重要施設（試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下この条において同じ。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	△ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第四条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	△ 知見考慮	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
7	津波による損傷の防止	第七条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
8	外部からの衝撃による損傷の防止	第八条 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあっては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	
		4 試験研究用等原子炉施設は、航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
9	試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	第九条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）は、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十二条第六号において同じ。）を防止するため、適切な措置が講じられたものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
10	試験研究用等原子炉施設の機能	第十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより原子核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 船舶に設置する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生ずる動搖、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならない。	—	—	・運転可能な船舶用原子炉施設はない。	
11	機能の確認等	第十一条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
12	材料及び構造等	第十二条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物のうち、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保する上で重要なものの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、次に掲げるところによらなければならない。この場合において、第一号（容器等の材料に係る部分に限る。）及び第二号の規定については、法第二十八条第二項に規定する使用前事業者検査の確認を行うまでの間適用する。 一 容器等がその設計上要求される強度及び耐食性を確保できること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 容器等の主要な耐圧部の溶接部（溶接金属部及び熱影響部をいう。以下この号において同じ。）は、次に掲げるところによるものであること。 イ 不連続で特異な形状でないものであること。	—	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		ロ 溶接による割れが生ずるおそれがない、かつ、健全な溶接部の確保に有害な溶込み不良その他の欠陥がないことを非破壊試験により確認したものであること。	—	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		ハ 適切な強度を有すること。	—	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		ニ 機械試験その他の評価方法により適切な溶接施工法及び溶接設備並びに適切な技能を有する溶接士であることをあらかじめ確認したものにより溶接したものであること。	—	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならぬ。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		3 試験研究用等原子炉施設に属する容器であって、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならない。	▲	—	・原子炉容器材の試験片をサーベイランスリグ内に装荷し、原子炉内で継続照射している。	
13	安全弁等	第十三条 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する安全弁、逃がし弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条第二項において「安全弁等」という。）が必要な箇所に設けられていなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
14	逆止め弁	第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十七条及び第三十六条（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。	▲	—	・ただし書きに該当する。	
15	放射性物質による汚染の防止	第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	—	・該当する施設でない。	
		2 試験研究用等原子炉施設は、安全弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	△ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であって当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十一条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。	△ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に入り出す建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であって、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
16	遮蔽等	第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されたものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有すること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。	○ 知見考慮	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
17	換気設備	第十七条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 放射性物質により汚染された空気が漏えい及び逆流のし難い構造であるものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 ろ過装置を有する場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸いし難いように設置されたものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
19	溢水による損傷の防止	第十九条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
20	安全避難通路等	第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路	●	●	【保安記録確認検査（屋内避難設備）】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。	・非常用照明（誘導灯）
		二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明	●	—	【保安記録確認検査（屋内避難設備）】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	●	—	【保安記録確認検査（可搬型照明、懐中電灯等）】 ・常備品に係る点検の記録確認等により行う。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
21	安全設備	第二十一条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 第二条第二項第二十八号に掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 第二条第二項第二十八号に掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の单一故障（試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する单一故障をいう。第三十二条第三号において同じ。）が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉の安全を確保する機能を維持し得る設備にあっては、この限りでない。	○ 知見考慮	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものであること。	○ 知見考慮	—	・設備ごとに設置許可審査及び設工認審査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。 イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。	●	—	【保安記録確認検査（可燃物持ち込み制限等）】 ・不燃性又は難燃性については、設備ごとに設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。また、使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。	●	●	【保安記録確認検査（消火設備）】 ・法定消防設備点検の記録確認等により行う。 ・ハロン消火設備など設備機器の構造及び作動後の影響により作動検査を行うことが困難な場合には、その設備機器の動作確認が可能な部位までの確認に代える。	・消火設備（自動火災報知設備、消火栓、ハロゲン化物消火設備、移動式消火器）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
22		ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、 防火壁の設置 その他の適切な防火措置を講ずること。	▲	—	【保安記録確認検査(廃棄物の金属製容器収納等)】 ・必要な防火壁については、設工認審査及び使用前事業者検査並びに法定消防設備点検で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		五 前号口の消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。	○ 知見考慮	—	・設置許可審査、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・使用に当たり構造や機能が変化しないが、最新知見の考慮が必要であれば検査に反映する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、 防護施設の設置 その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
23	熱遮蔽材	第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が 中性子照射 を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。 一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないこと。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
24	一次冷却材	第二十四条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される 最も厳しい条件 の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
25	核燃料物質取扱設備	第二十五条 核燃料物質取扱設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」と総称する。）を取り扱う能力を有するものであること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されたものでなければならない。 一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。	●	●	【外観検査】	・原子炉附属建物内新燃料貯蔵設備（装填燃料収納管） ・第一使用済燃料貯蔵建物内新燃料貯蔵設備（新燃料収納管） ・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備（貯蔵ラック） ・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（貯蔵ラック）
26	核燃料物質貯蔵設備					

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
		二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。	●	●	【外観検査】	・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（貯蔵ラック A、貯蔵ラック B） ・原子炉附属建物内新燃料貯蔵設備（装填燃料収納管） ・第一使用済燃料貯蔵建物内新燃料貯蔵設備（新燃料収納管） ・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備（貯蔵ラック） ・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（貯蔵ラック） ・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（貯蔵ラック A、貯蔵ラック B）
		三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。 イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	●	—	【警報検査】	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し及び警報を発することができるものであること。	●	▲	【警報検査】 ・崩壊熱を除去する必要がない場合は、定期事業者検査は不要である。	長期停止中につき、崩壊熱は十分小さく、冷却機能を要しない。
		2 使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されなければならない。 一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。	▲	●	【浄化能力検査】 ・設備の材料及び構造上、腐食するおそれがない場合は、定期事業者検査は不要である。	・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備（水処理設備） ・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却浄化設備） ・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却浄化設備）
		二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。	●	●	【保安記録確認検査（プール水位、線量当量率）】 ・燃料貯蔵設備周辺の日常的な点検記録及び線量当量率の記録確認等により行う。	・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計） ・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計） ・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計） ・放射線管理用設備（エリアモニタ）
		三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。	●	▲	【冷却能力確認検査】 ・崩壊熱を除去する必要がない場合は、定期事業者検査は不要である。	長期停止中につき、崩壊熱は十分小さく、冷却機能を要しない。
		四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中に貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。 イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。	●	●	【水冷却池漏えい検査】	・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池） ・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池） ・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池）
		ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。	●	○ 同時確認	【保安記録確認検査（警報）】 ・41条と同時確認	・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計） ・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計） ・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計）
		工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって代えることができる。 一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度	●	●	【保安記録確認検査（放射線管理用設備）】	・放射線管理用設備（排気口モニタダスト、排気口モニタガス）
		二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度	●	—	【保安記録確認検査（排水管理）】 ・排水中の濃度管理については、保安規定に定めて実施する。	該当なし (排水口は研究所共通のため)
31	放射線管理施設					

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
		三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度	●	●	【線量当量率測定検査】 【保安記録確認検査（放射線管理用設備）】	・放射線管理用設備（エリアモニタ（ γ M-1, 13, 15, nM-1）） ・放射線管理用設備（エリアモニタ、ダストモニタ、ガスモニタ）
32	安全保護回路	第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいするおそれがある場合において、これを抑制し又は防止するための設備を速やかに作動させる必要があるときは、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の試験研究用等原子炉の運転に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設への影響が緩和される状態に移行し、又は当該事象が進展しない状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
34	原子炉制御室等	第三十四条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていなければならない。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		3 原子炉制御室は、従事者が設計基準事故時に容易に避難できる構造でなければならない。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるよう、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		5 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態を維持することができる設備が設けられていないなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
35	廃棄物処理設備	工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。	●	●	【処理能力検査】 【外観検査】 【保安記録確認検査（アルゴン廃ガス圧縮機）、（廃ガスタンク）】	・貯留設備（廃棄物処理建物）（蒸発濃縮処理装置） ・貯留設備（廃液タンク（23基）） ・アルゴン廃ガス処理設備（非常用廃ガス圧縮機（1基）、常用廃ガス圧縮機（2基）） ・アルゴン廃ガス処理設備（廃ガスタンク（3基））

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
36	保管廃棄設備	二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。	▲	—	【外観検査（構造）、作動検査（逆止弁）等】 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。	該当なし ただし書きのとおり
		三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。	●	—	【保安記録確認検査（排気ダクト等）】 ・同条（廃棄物処理設備）第1項第4号及び第6号に係る検査と同時に実施する。	該当なし
		四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排気口以外 の箇所において气体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	【保安記録確認検査（排気ダクト等）】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡回によって行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡回の記録確認等により行う。	・アルゴン廃ガス処理設備（排気配管）
		五 气体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあっては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。	○ 同時確認	○ 同時確認	・ろ過装置の汚染の除去及びろ過装置の取替えが容易なことについては、設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・同条1項第1号と同時確認	・アルゴン廃ガス処理設備
		六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、 排水口以外 の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。	●	●	【保安記録確認検査（廃液輸送配管）】 ・腐食状況の確認は、代表部位の定期的な点検又は巡回によって行う。その頻度は10年を超えない範囲で1回以上を基本とし、定期事業者検査は点検又は巡回の記録確認等により行う。	・貯留設備（廃液輸送配管、廃液配管）
		七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。 2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。 一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。	●	●	【保安記録確認検査（廃棄設備）】	・廃棄物処理建物内固化装置
		二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。	▲ 同時確認	○ 同時確認	【外観検査（床・壁）】 ・同条1項1号と同時確認 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要である。	・貯留設備（堰等（床・壁）） (各廃液タンク設置場所)
		三 施設外に通ずる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。	▲ 同時確認	○ 同時確認	【外観検査（堰）】 ・同条1項1号と同時確認 ・該当する設備がない場合は、定期事業者検査は不要である。	・貯留設備（堰等（床・壁）） (各廃液タンク設置場所)
		放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。	●	●	【外観検査】 ・廃棄物の保管容量の管理については、保安規定に定めて実施する。	・廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備（固体廃棄物A貯蔵設備、固体廃棄物B貯蔵設備） ・メンテナンス建物固体廃棄物貯蔵設備（固体廃棄物貯蔵設備）
		二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。	● 同時確認	●	【外観検査（構造）】 ・設工認審査及び使用前事業者検査で確認する。 ・同条1項1号と同時確認	・廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備（固体廃棄物A貯蔵設備、固体廃棄物B貯蔵設備） ・メンテナンス建物固体廃棄物貯蔵設備（固体廃棄物貯蔵設備）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
37		三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。	▲	—	【保安記録確認検査（構造）】 ・腐食防止のための構造については、点検又は巡視の記録確認等により行う。 ・崩壊熱や放射線照射等により廃棄物が過熱されるおそれ及び化学薬品の影響等がない場合は、定期事業者検査は不要である。	該当なし 「常陽」における放射性廃棄物は崩壊熱や放射線照射等により過熱されるおそれや化学薬品の影響等による腐食のおそれがない。
		2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されたものでなければならない。	●	○ 同時確認	【外観検査（区画状況）】 ・同条1項1号と同時確認	・廃棄物処理建物内固体廃棄物貯蔵設備（固体廃棄物A貯蔵設備、固体廃棄物B貯蔵設備） ・メンテナンス建物固体廃棄物貯蔵設備（固体廃棄物貯蔵設備）
		3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。	▲	—	【保安記録確認検査（床・壁・堰）】 ・漏えい拡大防止のための床・壁・堰の状況については、点検又は巡視の記録確認等により行う。 ・該当する設備がない場合又は但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。	該当なし 液体状の放射性廃棄物は廃棄物管理施設に移送するため保管廃棄しない
38	実験設備等	第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備等（試験炉許可基準規則第二十九条に規定する実験設備等をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げるものでなければならない。 一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、 試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないもの であること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。	△ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡できる場所であること。	○ 同時確認	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
40	保安電源設備	試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保し必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする 発電設備 又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。	● ただし書きを除く	●	【非常用電源検査】 ・但し書きに該当する場合は、定期事業者検査は不要である。	・非常用電源設備（2基）
		2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、 無停電電源装置 又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。	●	●	【非常用電源検査】 ・当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要である。	・交流無停電電源設備（2式） ・直流無停電電源設備（2式）
		3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。	●	—	【非常用電源検査】 ・当該設備が不要な場合は、定期事業者検査は不要である。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
41	警報装置	試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十一条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。	●	▲	【警報検査】	・放射線管理用設備（排気口モニタダスト、排気口モニタガス(GM-1)、ガスモニタ(GM-11, 13)、エリアモニタ(γM-37)）
					【保安記録確認検査（警報）】 対象：保安規定及び運転要領（表4）に定める警報	・原子炉附属建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
					ただし、原子炉停止中は、機能維持を要する施設（放射線管理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設）に限る。 ・「著しく損なう（上昇する、漏えいする）」とは、「放射線業務従事者に過度の放射線被ばくをもたらすもの」と解される。（試験炉許可基準規則「実験設備等」の解説より）	・第一使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計） ・第二使用済燃料貯蔵建物内使用済燃料貯蔵設備（水冷却池液位計） (26条2項4号口「警報検査」と同じ) ・貯留設備（廃液タンク水位、漏洩検知等）
42	通信連絡設備等	第四十二条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線が設けられていなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
57	試験用燃料体	第五十七条 試験用燃料体は、次に掲げるところによらなければならない。 一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 放射性物質の漏えい量を抑制するための措置が講じられているものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。	▲	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
58	多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止	第五十八条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であって、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
61	炉心等	第六十一条 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものであり、かつ、冷却材による炉心の冷却機能を損なうおそれがないものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		3 反射材は、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止できるように設置されなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
62	原子炉冷却材バウンダリ等	第六十二条 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要な高さに保持するための措置が講じられたものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		3 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
63	計測設備	4 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の負荷に耐えるものでなければならぬ。	●	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		5 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置及び原子炉カバーガス等のバウンダリからの原子炉カバーガスの漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。	●	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		6 試験研究用等原子炉施設の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリの必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備が設けられていなければならない。	●	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
64	反応度制御系統及び原子炉停止系統	第六十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていないければならない。この場合において、直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。 一 热出力及び炉心における中性子束密度 二 炉周期 三 制御棒の位置 四 一次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度 ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度及び流量 ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位 五 二次冷却材に関する次の事項 イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度 ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口における温度及び流量 ハ 主要な機器内における液位 六 原子炉カバーガスに関する次の事項 イ 含有する放射性物質の濃度 ロ 圧力	●	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視し及び記録することができる設備が設けられていなければならない。	●	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		第六十四条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない。 一 制御棒を用いるものであること。 二 制御棒の炉心からの飛び出し又は落下を防止するものであること。 三 制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。 四 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。	●	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。 一 制御棒による二以上の独立した系統を有すること。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。 イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。 ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。 二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。	●	—	・ 設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。 四 一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。				
		3 制御棒は、運転時における圧力、温度及び放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。 一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動し得るものであること。 二 制御棒を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御棒が反応度を増加させる方向に動かないものであること。 三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することができないものであること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉容器内の構造物の損壊を起こさないものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共に用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持するものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		第六十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設が設けられていなければならない。 一 原子炉格納施設の内部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生ずるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
65	原子炉格納施設	二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けていること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を設けていること。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、隔離弁が設けられていないなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁が設けられていなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であって、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）には、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁が設けられたものでなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁が設けられていなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
		5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生ずるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）

技術基準		「法令技術基準」要求事項	定期事業者検査の要否 (●必要、▲場合による、 ○△同時確認・知見考慮、一該当なし)		【定期事業者検査を行う場合の検査】 (検査の名称や項目は代表的なもの) 又は その他の確認等に代える場合の内容・根拠	対象設備
条	項目		Na冷却	常陽		
66	ナトリウムの漏えいによる影響の防止	第六十六条 試験研究用等原子炉施設は、ナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響（ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。）を受けることにより、当該試験研究用等原子炉施設の安全に支障が生ずるおそれがある場合において、その影響を抑制するための適切な措置が講じられたものでなければならない。	●	●	【外観検査（ライナー・受け樋）】	・ライナー設備
67	ナトリウムの取扱い	第六十七条 ナトリウムを取り扱う機器は、ナトリウムとの共存性を考慮して適切な材料を使用したものでなければならない。 2 ナトリウムを取り扱う系統は原則として密閉したものとともに、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造でなければならない。 3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むナトリウムを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
68	カバーガスの取扱い	第六十八条 カバーガスは、ナトリウムに対して化学的に安定な性質を有し、かつ、運転時における放射線について想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。 2 カバーガスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備が設けられていなければならない。 3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むカバーガスを通常運転時において系統外に排出する場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
69	冷却設備等	第六十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていないなければならない。 一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材を循環させる設備 二 運転時における原子炉容器内の液位を調整する設備 三 一次冷却材及び原子炉カバーガスに含まれる放射性物質及び不純物の濃度並びに二次冷却材に含まれる不純物の濃度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備 四 一次冷却材及び二次冷却材の温度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以上に保つ設備 五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備 六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生したときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備。ただし、第一号又は前号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあっては、この限りでない。 七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備 2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生ずる振動により損傷を受けることがないように設置されたものでなければならない。	●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）
			●	—	・設置許可審査及び使用前事業者検査で確認する。	新規制基準への適合性が確認された後から機能維持（合格まで対象外）